

|              |   |              |                   |
|--------------|---|--------------|-------------------|
| <p>請願番号</p>  | <p>請願第27号</p>   | <p>受理年月日</p> | <p>平成21年9月17日</p> |
| <p>請願の件名</p> | <p>「改正貸金業法早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書」(案)の採択と関係機関への提出を求める請願</p> <p>1. 請願の要旨</p> <p>別紙1「改正貸金業法の早期完全施行及び多重債務救済制度充実などを求める意見書(案)」と同趣旨の意見書を採択いただき、関係機関に提出されるよう請願いたします。</p> <p>2. 請願の理由</p> <p>(1) 深刻な多重債務問題</p> <p>わが国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1にのぼります。</p> <p>このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3ヶ月以上に亘って返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及びます。過酷な取立て、多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶ちません。</p> <p>これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのがクレジット・サラ金・商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、苛酷な取立て及び大量宣伝などです。</p> <p>(2) 国民的な運動の成果としての貸金業法改正</p> <p>こうした多重債務問題の解決をめざして、2006年には消費者金融の高金利の引き下げ等を求めて法曹界や労働者福祉団体・被害者団体などが結束し、幅広い国民的な運動を繰り広げてきました。341万筆にも及ぶ請願署名や、43都道府県、1,136市町村議会での意見書採択などにより世論、政府を動かし、最終的に、2006年12月、貸金業界等の抵抗にも関わらず、貸金業法の画期的な改正という大きな成果をあげました。</p> <p>政府も多重債務問題の深刻さを認識し、多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。</p> <p>現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多</p> |              |                   |

重債務対策は確実に成果をあげつつあります。

そして、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることとなります。

(3) 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

(4) しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。

(5) 今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などなのです。

紹介議員

満行 潤一  
田口 雄二

摘要